

[平成24年第 3回定例会-09月03日-02号]

◆21番（芝田一君）（登壇）おはようございます。公明党の芝田一でございます。新しい試みということで、大変トップバッターとして緊張しておりますが、最後まで頑張りたいと思います。

公明党堺市議会議員団を代表して大綱質疑を行います。市長初め理事者各位の皆様は、明瞭かつ簡潔、そして市民に対してもわかりやすい答弁をしていただくことを最初をお願いしておきます。

さて、ことしの夏、4年に一度のスポーツの祭典、ロンドンオリンピックが開催され、深夜のテレビ放映の前で応援された方も多くおられたと思います。また、障害者のスポーツの祭典、パラリンピックも同じくロンドンで先月29日に開幕され、熱戦が繰り広げられているところであります。ロンドンオリンピックの日本の成績は、前半戦は苦戦したものの、過去最多のメダルを獲得することができ、日本中に感動と勇気を与えてくれました。もちろんメダルの数を競うことをオリンピックは目的にしていませんが、メダルをめざし、そして金メダルをめざすことは大変意味のあることだと思えます。選手が高い目標を掲げ、自己の限界に挑戦し、もう限界と思ってそこからまた限界に挑戦し、みずからの壁を破ることができたときこそ、我々に感動を与え、敵・味方を超えた称賛、喝采を得られることができます。人間、だれしも備え持つ挑戦する姿そのものが美しく、我々に与えられた宝、贈り物であると私は考えます。

ここで、脳科学者で著名な茂木健一郎氏の最近の著書「挑戦する脳」の一端を御紹介いたします。昨今の日本の状況を見て、興味深い、示唆に富むことを言われております。

私たちは困難な時代に生きている。グローバル化に伴うさまざまな混乱は世界各地に共通のことではあるが、私たち日本人はそのことをより一層骨身にしみて感じているのではないか。かつて日本は課題先進国と言われた。高齢化や経済の停滞など、世界のさまざまな国がこれから直面するであろう課題を日本人が真っ先に受けとめていると認識されていたからであります。ところが、日本を取り巻く状況は、課題先進国というような生易しいものではなくなってきました。端的に言えば、カオス、混沌、課題先進国というような徴表が示唆するような線形で穏やかな変化ではなく、待ったなしの暴風雨のような状況に私たちは置かれてしまっている。そして、鈍感だったゆでガエルたちも、また自分たちの周囲の水温がどうやら上がってきているらしいことにそろそろ気づいているのだ。だからこそ、私たちは挑戦を始めなければならないと言われております。

御存じのように、きょうの繁栄はあすの繁栄を約束していません。グローバル化はとめようがなく、既に日本もその渦中です。経済しかり、政治しかり、あらゆる社会のシステムも変化し、我々はその処方箋を早く見つけ出さなければなりません。

続けて茂木氏は、だが、このようなときにこそ人間の脳が持つ挑戦のすばらしい能力が生きてくる。脳はオープンエンドなシステムであり、試練に直面したときにこそ新たな力を発揮するのだ。試練を糧として我々の潜在能力は開花し、挑戦する脳が扉を開き、解決の方途を導くと言われております。

確かに戦後日本人は幾つかの苦難を乗り越えてきました。敗戦からの復興、オイルショック、バブル崩壊、金融危機等々今の日本も少子高齢社会の到来、増大する社会保障費、失業、雇用、世代間格差、いじめ等の教育問題、児童虐待等々課題が山積しており、自治体もまさに同様の課題を共有しております。さあ、今こそ、我々が持つ挑戦する脳を信じ、困難に立ち向かいましょう。可能性を信じ、困難を乗り越えましょう。その挑戦する気構えと知恵を出し、堺市が持つ強み、潜在力を最大に発揮し、元気で活力あるまち、住んでよかったまち堺の実現のために我々は全力を尽くしましょう。

それでは、通告に従いまして、以下6項目について質問をさせていただきます。

初めに、義務づけ、枠づけの見直しに伴う条例制定について質問させていただきます。

地域主権改革の流れは、2010年6月に閣議決定した地域主権戦略大綱において、住民主体の発想に基づく改革をめざすものであるとし、地域のことは地域に住む住民が決めるという考え方を明確にし、具体的なものとなりました。そして、地域主権改革にかかわる1次、2次一括法が昨年成立し、国の法令による義務づけ、枠づけの見直しに伴う条例の制定が各地方公共団体で始まりしました。地域のことは地域で決めていくという本格的な地方主権改革の流れは加速度を増して、自治体の判断と責任に委ねられることになりました。この義務づけ、枠づけの見直しにより、真に住民サービスがよりきめ細やかになるのか、また地域の实情に合った実りのあるものになるのか等々、本市の政策力、法制力が問われるところであります。また、義務づけ、枠づけの見直しに伴う条例制定は自治都市・堺らしく自治力を高める絶好のチャンスだと考えます。

そこで質問ですが、今回の義務づけ、枠づけの見直しについての本市の見解とその取り組み状況についてお答えください。また、今回の条例制定の全体の規模と本市独自の基準を設ける条例はどのような条例か、またその理由をお答えください。そして、国の基準をそのまま用いる条例はどのような条例か、その理由とともにお答えください。また、地方主権の流れの中で、どう市民とかかわって、義務づけ、枠づけの見直しをどう推し進めていくのか、また地域主権改革の意義も含めた世論喚起等の広報体制をどう整えていくのかお答えください。最後に今、国が進めている地域主権改革の第3次一括法に対する本市の見通しと抱負もあわせてお答えください。

次に、環境モデル都市行動計画についてお伺いいたします。

堺市マスタープランの重点的に取り組むプロジェクトとして、匠が生きるまち堺・低炭素社会への挑戦を掲げています。その中核をなす環境モデル都市行動計画については、昨年6月の第2回定例会において、当局より本市の環境モデル都市行動計画は策定後2年を経過しており、この間、国では地球温暖化対策基本法が国会で議論され、そのことを踏まえ、本市の行動計画の改定版を兼ねる実行計画は、本市環境審議会の答申を踏まえ、素案の作成を進めてきたところです。このたびの大震災で、国ではエネルギー基本計画の見直しが議論されており、本市実行計画におきましても、温室効果ガスの将来削減量の推計と取り組みも見直す必要が生じており、今後、国の動向を見きわめ、実行計画の策定に取り組んでまいりますとの答弁でありました。しかしいまだ、国ではエネルギー基本計画が見直しされず、温暖化対策の行方が見えない状況であり、本市の新しい実行計画も策定されていない状況です。

そこでお伺いいたします。今までの環境モデル都市行動計画の取り組み状況と成果についてお示しください。また、今後の取り組みについて、温室効果ガスの排出量が増加される懸念の中、環境モデル都市としてどう取り組んでいくのかお考えをお示しください。

次に、公共交通についてお尋ねいたします。

人口減少、少子高齢時代の進展と交通を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中で、生活や経済活動にとって、公共交通は必要不可欠な社会的基盤です。公共交通は豊かな生活の実現に寄与するだけでなく、産業や観光の競争力の強化、地域の活性化にもつながります。本市でも、この目的を達成するために長年にわたって検討されてきたところですが、市長交代とともに白紙になり、いまだ見通しが立たないという現状にあります。

一方、堺都心のまちづくりプランや堺臨海部再生・創造ビジョンが矢継ぎ早に策定され、そこには市民会館の建てかえや文化観光拠点整備等々のパーツのみが埋め込まれたものが提示されています。しかし、都市機能の充実という観点から見ると、パーツの羅列だけで、同時にそれらを結ぶネットワーク、つまり公共交通が具体的に描かれていないため、実効性に乏しいと

ころであります。本市が人間に例えると、まさに各臓器がそれぞれのパーツで、それぞれをつなぐ公共交通機関が動脈に当たるもので、一つの生命体として存在し得ない状況下にあるものと考えます。

そこで、まずは本市における公共交通の検討状況と今後の方向性についてお答えください。あわせて、このような進め方で、まちとしてのアイデンティティーが発揮できるのかという市民の不安を払拭できる御答弁をいただきたいと思えます。

次に、局地的集中豪雨被害対策についてお聞きいたします。

本年7月11日から降り始めた大雨は、翌12日に熊本・大分両県を中心に気象庁が経験したことのない大雨と評したほどの豪雨災害をもたらし、18人の死亡者を出す痛ましい被害となりました。本市議会、建設委員会も7月23日、24日と福岡・熊本県に委員会視察を計画しておりましたが、延期せざるを得ないと賢明な判断をしたところでもあります。また、8月13日には大阪の枚方・寝屋川市等を中心に局地的集中豪雨による多くの被害をもたらしました。本市におきましても一部の地域において床下浸水等の被害がありました。

そこでお聞きいたしますが、このような局地的集中豪雨による災害被害から市民の安全・安心を守る課題と対策について、河川・道路・下水道を所管する立場からどのように取り組んでいるのかお答えください。さらに、このように局地的な豪雨災害に対する危機管理体制及び市民への周知徹底についてお聞かせください。

次に、いじめ対策についてお尋ねいたします。

本来、児童・生徒にとって安全な場所であるべき学校で悲惨な出来事が起こっています。昨年10月に、いじめを受けていた大津市の中学生が自殺をしました。この問題を契機に、いじめに対する学校や教育委員会の対応に今関心が高まっています。かつて文部科学省は、深刻ないじめはどの学校にもどのクラスにもどの子にも起こり得ると緊急アピールをしたことがあります。また、文部科学省の問題行動調査によると、2010年度のいじめの認知件数は7万7,630件であり、一方、いじめを認知した学校の割合は41.3%でありました。いじめが起きていると自覚する学校が全体の半分にも満たず、いじめが見逃されている現実があります。

そこでお尋ねいたします。1つ、大津市の中学生が自殺をした報道を受け、本市の教育委員会としては、まずどのような取り組みをされましたか。2つ、いじめ未然防止と早期発見、発見後の対応について学校現場と教育委員会の取り組みについてお聞かせください。3つ、最悪の事態を回避するためにも、人権の尊重、命の大切さを学ぶ教育が重要であると考えますが、その取り組みについてお聞かせください。

最後に、平成23年度決算について御質問いたします。

今決算は竹山市長が本格的に組まれた予算に対しての決算であります。決算内容を見ますと、収支等の数字は大変いいように見受けられます。初日、定例会において、市長から全会計で実質収支、資金収支が黒字となり、健全化判断比率についても昨年度に引き続き良好な数値を維持することができたと自信を持って言われたところでもあります。そして、先日の記者会見においても、歳入における固定資産税、法人市民税の増加は本市が積極的に取り組んできた臨海部への企業誘致の成果であるとも言われました。しかし、自治体の決算はこのような数字の中身をよく精査し、将来に対しての投資の内容も精査しなければいけないと考えます。

そこで、幾つかの点をお聞きいたします。まず、決算の概要を簡潔にお示しください。次に、どの分野に重点的に支出されたのか、そこに偏りはないのかお聞かせください。また、何ゆえ、本市は他の政令市に比べ、決算の数字がよいのか説明をお願いいたします。最後に、決算を踏まえ、本市の成長に向けた戦略と今後どのような分野に投資するのか、お聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（吉川敏文君） これより答弁を求めます。

◎市長（竹山修身君）（登壇）公明党堺市議会議員団代表芝田一議員の御質問のうち、平成23年度決算につきましてお答えいたします。

平成23年度の決算につきましては、普通会計の実質収支が32年連続の黒字となり、また国民健康保険事業など3会計が黒字に転じ、27年ぶりに全会計におきまして実質収支、もしくは資金収支の黒字化を達成することができました。さらに、自治体財政の健全性を見る指標でございます健全化判断比率では、それぞれの項目で国の基準を大幅に下回り、政令指定都市でもトップクラスの水準を維持することができました。

しかし、今後は少子高齢、人口減少社会の到来や国内産業の成熟化、地域間格差の拡大などにより、自治体経営をめぐる情勢が厳しさを増してまいります。そのような中、本市が将来にわたり発展し、そして持続可能な成長を遂げるためには、その原動力となる人やまちの魅力、産業などに対し、未来を見据えた積極的な先行投資を行うことが重要と考えております。

平成23年3月の本市のまちづくり指針として策定いたしました堺市マスタープラン、さかい未来・夢コンパスにおきましても、このような観点から、重点プロジェクトである堺・3つの挑戦として、人への投資、子育てするなら堺、そしてまちの魅力の向上、歴史文化のまち堺、産業、特にものづくりと環境との調和などを掲げたところでございます。今後とも、これらの分野に対しまして限られた経営資源を戦略的に投入することによりまして、人・物・情報が集まり、にぎわいと活力が創出される持続可能なまちを実現してまいりたいと考えております。

なお、その他の御質問につきましては関係局長から答弁申し上げます。以上でございます。

◎市長公室長（中條良一君）義務づけ、梓づけの見直しについてお答え申し上げます。

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図ることを目的とした第1次一括法、第2次一括法が昨年成立・施行されたことによりまして、これまで国が一律に決定し、地方公共団体に義務づけていた基準・施策等を地方公共団体が条例制定により、みずから決定し、実施できるようになったところであります。これによりまして、地域特有の問題の解決あるいはきめ細やかな住民サービスの提供、効率的な予算執行、自治体の政策法務力の向上や地方議会の審議の活性化などの効果が期待できるものと認識しております。

取り組み状況につきましては、堺市立図書館条例の一部を改正する条例など、本年4月1日付で既に条例制定、または一部改正したものが6本ございまして、今議会にも堺市下水道条例の一部を改正する条例案が上程されているところでございます。

今後、制定または一部改正をするために上程する予定を含めると、条例数は全体で20本になる見込みでございます。そのうち、堺市独自の基準を設ける予定の条例としましては、例えば堺市道路の構造の技術的基準を定める条例案がございまして、同条例案では、車道を通行する自転車及び歩道を通行する歩行者の安全確保や歩道の通行環境の向上のため、本市独自の基準で路肩を活用した自転車の通行空間を確保する規定や歩道等における舗装の構造及び歩道の横断勾配に関する規定などを設ける方向で検討しているところでございます。

次に、国基準を用いる予定の条例としまして、堺市保護施設の整備及び運営に関する基準を定める条例案、堺市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案などがございまして、それぞれ条例制定項目について検討した結果、本市の対象施設については、地域の実情に応じて異なる内容を定めるほどの事情は認められないと判断し、国基準を堺市の基準とする方向で検討しているところでございます。

義務づけ、梓づけの見直しに伴いまして、自治体みずからの判断と責任で地域の実情に合ったサービスを提供するためには、行政サービスの客体である市民の皆様の声を第一に聴取すべきであると考えております。このため、本市ではパブリックコメントの実施や審議会の諮問等を通じて、市民の皆様や有識者の意見を条例制定に反映するよう努めているところでございます。また、市ホームページや広報さかいなどさまざまな媒体の特性を生かし、わかりやすい情

報提供を図り、地域主権改革に係る市民意識の喚起に努めてまいりたいと考えております。

国におきましては、現在国会に提出されております第3次一括法案以降も地方からの地域の実情に即した具体的な提案を受けて、個別の義務づけ、枠づけの見直しの検討を進めるとしてあります。本市もこれまでの見直しでは地方分権改革推進委員会の勧告で示されました項目のうち積み残しとなっているものがあるなど不十分な点もあることから、去る7月に政令指定都市市長会を通じて、さらなる義務づけ、枠づけの見直しを求める意見書を採択し、発出したところであります。

今後も地方主権改革の実現に向け、国への働きかけを一層強化するとともに、地域の実情に合った最適な行政サービスの提供に努めてまいります。以上でございます。

◎環境局長（津田隆年君） 環境モデル都市行動計画についてお答えいたします。

本市では、環境モデル都市行動計画に基づき、クールシティ・堺の実現に向けた取り組みを産業・運輸・民生の各部門で進めております。

これまでの主な取り組みでございますが、産業部門におきましては、国内最大級のメガソーラー堺太陽光発電所の稼働やクールシティ・堺パートナー制度の創設、運輸部門ではコミュニティサイクルシステムの整備や公用車EVカーシェアリングの導入を行ったところでございます。民生部門では、まちなかソーラー発電所促進事業としまして、平成21年度から太陽光発電システム設置費補助を実施し、1万件を目標に、平成24年7月末現在4,234件に助成しております。また、晴美台エコモデルタウン事業としまして、ネット・ゼロ・エネルギー・住宅を推進しております。さらに、堺エコロジー大学におきまして環境人材の育成を図っております。

本計画の策定後も新たに平成22年度には中小企業に対する省エネ診断、省エネ設備導入支援制度、住宅・建築物省エネ改修補助制度、平成23年度には太陽熱利用システム設置費補助制度、平成24年度には燃料電池コージェネレーションシステム設置費補助制度をそれぞれ創設したところでございます。

次に、その成果についてでございますが、市域全体の温室効果ガス排出量は、基準年である平成17年度が842万トンが、平成21年度では733万トンとなっております。経済波及効果としましては、まちなかソーラー発電所推進事業において、平成21年度から平成23年度までの太陽光パネル設置工事等による直接効果として約80億円、省エネ設備導入支援事業におきまして、平成22年度及び平成23年度の省エネ設備の設置工事等による直接効果として約11億円を見込んでおります。

今後の取り組みでございますが、火力発電の割合が高くなり、温室効果ガスの排出量が増加する傾向が見込まれるため、本市としましても温暖化防止対策が喫緊の課題であると認識しております。再生可能エネルギーの普及促進や省エネルギー対策等の取り組みを強化する必要があります。

また本計画では、産業構造の転換、都市構造の変革及び環境文化創造の3つの戦略を基本視点に取り組むこととしており、庁内連携をより一層高める必要がございます。産業振興局では、さかい環境チャレンジ認定企業に対する支援やものづくり新事業チャレンジ支援補助金制度などに取り組んでおり、今後、環境エネルギー分野の産業の育成に関して連携して推進してまいります。また建築都市局では、持続可能な都市づくりに向け、無秩序な市街地拡大の抑制と拠点への機能集積による集約型都市構造の形成を図るとともに、公共交通ネットワークの形成など、低炭素型の都市づくりの取り組みを進めてまいります。

さらに、市民のライフスタイルを低炭素社会にふさわしいスタイルへと転換する必要がございます。このことにつきましては、今夏の節電対策から学ぶ点があると考えております。関西電力管内では、この7月2日から8月17日の期間、家庭用の電力需要の減少率が約11%で、

昨年の約3%に比べまして節電幅が大きかったという報道がなされております。今夏の取り組みを一過性のものに終わらせないため、国・関西広域連合・関西電力等関係諸機関が連携して節電効果を検証することとなっております。それを検証し、効果的な施策を展開したい、そのように考えているところでございます。以上です。

◎建築都市局長（島田憲明君） これまでの総合都市交通計画の検討状況及び今後の検討の進め方、方向性についてお答えいたします。

まず、総合都市交通計画につきましては、公募市民や市議会議員、民間交通事業者などが参画する堺市公共交通検討会議を平成23年度に設置し、市全体の公共交通のあり方を議論いただき、東西交通軸などを含めた公共交通ネットワークの形成、バスなどの地域における公共交通の維持・確保など地域内公共交通の充実、公共交通の利便性向上、公共交通の利用促進など、総合都市交通計画に係る方向性を取りまとめていただきました。今年度からはこれに続き、東西交通軸を含めた都心交通のあり方について専門家により構成する都心交通検討会議を設置いたしまして、5月末からこれまで2回の会議を開催し、都心のあり方、都心の活性化に交通の果たす役割、阪堺線沿線における資産の活用などについて意見をいただいております。また、バスなどの地域における公共交通の具体的な施策について、公募市民や学識経験者などで構成する地域公共交通会議を設置いたしまして、6月初めからこれまでに3回の会議を開催し、おでかけ応援バスの改変やコミュニティバスの見直しなどについて議論をいただいております。

今後、東西交通軸の検討につきましては、堺大和高田線、大小路線、大阪中央環状線の3ルートについて、それぞれの路線の特性や機能、路面公共交通を導入する際の課題整理を行い、具体的な導入機種を想定しながら、東西交通軸に係る交差点処理への影響分析や概算事業費の算出、また国における最新のパーソントリップ調査結果に基づく需要予測手法の見直し作業を受け、具体的な需要予測や収支想定など、事業性に係る検討を平成25年度までの2カ年をかけて行っていく予定でございます。

地域公共交通会議につきましては、喫緊の課題として公共交通空白地域の改善、高齢者の利用促進としてコミュニティバスの見直しやおでかけ応援バスの改編を中心に今年度は議論を行う予定でございます。

それと議員指摘のまちのアイデンティティーを発揮できるのかという点につきましては、都心交通検討会議におきましては、まちとしてのアイデンティティーが発揮できるよう、多様な資源を有するなどの本市の都心が持つ特色を生かしながら、東西交通軸や阪堺線などを中心にもどのように交通体系を形成していくべきかについて多角的な観点から議論をいただく予定をしております。以上でございます。

○議長（吉川敏文君） 次の御答弁は。

◎建設局長（岡本広美君） 失礼しました。局地的集中豪雨被害対策についての御質問のうち、河川・道路について御答弁申し上げます。

局地的集中豪雨の特徴といたしましては、限られた地域に集中して短時間で降ることによりまして、既存排水施設の能力を上回り、急激に被害が発生するところがございます。本市の河川につきましては、1時間当たり50ミリの降雨量に対応できるよう整備を進め、一部の区間を除いておおむね完了しておりますが、集中豪雨により雨水排水の受け皿でございます河川の水位が急激に上昇し、局部的に道路冠水などの浸水被害が生じてございます。このため現在、土地利用状況や地形等の地域特性を考慮した洪水氾濫シミュレーションを行い、浸水想定区域における被害実態の把握に努めますとともに、局地的集中豪雨に対する効果的な対策について、現在検討を進めております。

道路につきましては、局地的集中豪雨により、道路冠水によりまして交通機能の低下を生じており、最も懸念されるものは、アンダーパス区間での道路の浸水でございます。このため、ア

ンダーパス区間には強制排水施設を設置するとともに、年間を通じ定期的にメンテナンスを行い、道路の浸水対策を行っているところでございます。排水能力を超えるような降雨や、ごみ詰まりにより排水能力の低下により浸水した場合には、本市と所轄警察署と連携を図り、通行どめ等の交通規制を行うなど、体制を整えてございます。

今後も引き続きまして、河川や道路など公共交通の良好な機能管理に取り組んでまいります。以上でございます。

◎上下水道局理事（木田義和君） 下水道における集中豪雨対策についてお答えします。

本市では、時間約50ミリを計画降雨として、浸水対策としての雨水整備を行ってまいりました。近年、全国的に局地的集中豪雨の頻度が増加しており、本市でも平成20年9月に観測しました時間雨量93ミリの豪雨を初め、降雨時間は短いものの、1時間に換算すると50ミリを超えるような局地的集中豪雨が多数発生しております。このため、全市的な浸水安全度の向上を目標とし、過去の浸水実績や浸水が想定される地区を抽出して重点的に計画降雨に対する下水道整備を進めるとともに、局地的集中豪雨に対応するため、各家庭、事業所、公共施設等において降った雨を貯留・浸透し、下水道に流出する雨水を減らす、いわゆる流出抑制対策をあわせて進めてまいります。また、豪雨時においても浸水被害を最小化するため、ハード整備に加え、ハザードマップの配布による浸水に対する危険度や避難方法に関する情報の提供、土のうの配備や、迅速に配布する体制の構築等の対策を進めてまいります。

今後とも、局地的集中豪雨に対する市民の安全・安心を守るため、これらの施策を着実に実施し、雨に強いまちづくりのための取り組みを進めてまいります。以上でございます。

◎危機管理監（金銅万知君） 局地的集中豪雨対策に関しまして、危機管理体制及び市民への周知徹底につきましてお答えいたします。

局地的集中豪雨などの被害防止対策といたしましては、市民の皆様にごろから防災に対する意識を高めていただくため、防災ガイドブックを活用した出前講座の実施のほか、各区ごとの防災マップを作成し、全戸に配布しております。また、梅雨や台風シーズン前には、広報さかいやホームページを通じ、豪雨による浸水被害や土砂災害から身を守る行動を掲載し、注意を呼びかけております。

市内に、局地的集中豪雨のおそれがある場合は、気象台より大雨洪水警報などの気象情報が発令され、危機管理室内に危機管理センターを設置し、情報の収集・分析と応急対策に当たります。住民への気象情報や避難勧告などの伝達につきましては、防災行政無線や広報車などを利用し、その都度、必要な情報を迅速に発信するとともに、あわせて被害状況を取りまとめ、報道機関へ情報提供を行ってまいります。

地域に大きな被害が発生しているとき、または大規模な被害の発生が予想されるときは、災害対策本部を設置し、区役所や災害地区範囲、関係機関との連携により、被害の未然防止及び軽減、避難所の開設や被災された方への対応に当たります。さらに、市の対応能力を超えた大規模な災害が発生した場合は、大阪府や災害時相互応援協定市、その他防災関係機関に対して応援の要請をし、市民の生命・身体・財産を保護するための措置を講じます。以上でございます。

◎教育次長（木谷博君） 大津市の中学生の自殺報道を受けての教育委員会の取り組みについてお答えします。

教育委員会では、昨年11月、全校園長に対し、いじめ問題への取り組みの徹底と校内体制の再点検について通知し、自殺防止の取り組みを進めるとともに、いじめアンケートを年2回以上行い、いじめの早期発見、早期解決に努めるよう指示いたしました。本年4月は、生徒指導主事等の教員を対象に、自殺予防について研修を実施いたしました。また7月には、学校園に対して、いじめを絶対に許さない指導体制づくりについて指示するとともに、児童・生徒、

保護者に対してもいじめに関する相談窓口を示した文書を配布し、同内容を堺市ホームページに掲載いたしました。

次に、いじめ未然防止と早期発見、発見後の対応についてお答えします。

学校では人権教育や道徳教育などを通して、一人一人の子どもたちに命と人権を大切にする態度等を育成し、いじめを許さない集団づくりに取り組み、いじめの未然防止に努めています。また、いじめアンケートや教育相談の実施など、児童・生徒の実態を把握するとともに、いじめを発見した場合、全教職員の共通理解を図り、組織的な対応をすることにより、早期発見、早期解決に努めています。

教育委員会では、いじめの未然防止に向け、ネットいじめ防止プログラム実施事業、いじめ・暴力防止プログラム事業、SAFEプログラムなどの施策を実施しています。また、早期発見、早期解決に向けて24時間電話相談こころホーンの開設や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置などに取り組んでおります。

次に、命の大切さ、人権教育の取り組みについてお答えします。

児童・生徒が自他の人権を尊重し、命の大切さを学ぶためには、計画的・系統的な人権教育、道徳教育に取り組むことが重要であると考えております。各学校園では、人権教育年間計画や道徳教育年間計画を作成し、発達段階に応じて計画的な指導を通して、命や人権を大切にする態度等の育成に取り組んでいます。また教育委員会では、教員の人権意識の向上を図るための研修を実施するとともに、各学校園に人権教育教材集、道徳教育資料集を配布し、活用するよう指導しています。

今後も各学校園における人権教育、道徳教育の充実に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

◎財政局長（上坊勝則君） 平成23年度決算における重点的な支出分野及び他の政令指定都市との比較についてお答えいたします。

平成23年度では、堺市マスタープランに掲げた重点プロジェクト、堺・3つの挑戦に基づき、子育て・教育環境の充実や観光集客機能の強化、産業・民生分野の低炭素化などを重点的に取り組んだところです。具体的な事業としては、保育所の待機児解消、放課後児童対策、児童虐待防止といった子育て施策を充実・強化するとともに、百舌鳥古墳群の保存整備に向けたランドデザインづくり、大仙公園の整備、地場のものづくり、中小企業の支援、再生可能エネルギーの活用などに取り組んでまいりました。

また、めざすべき将来像を実現していく上では、さまざまな分野の取り組みを相互の連携のもとで総合的に推進していくことが重要であり、先ほど申し上げた重点分野以外の分野についても、堺市マスタープランに掲げた7つの基本政策に沿ってバランスをとりながら着実に施策を展開してきたところです。

次に、他の政令指定都市との比較につきましては、本市は他市に先駆け、積極的に行財政改革に取り組むとともに、企業立地促進条例を初めとした企業誘致施策など、企業投資を促進し、税源涵養に努めてまいりました。これらの取り組みにより良好な財政状況が確保できているものと考えております。以上でございます。

◆21番（芝田一君） 議長。

○議長（吉川敏文君） 21番芝田一議員。

◆21番（芝田一君） 御答弁、ありがとうございました。

それでは、義務づけ、枠づけ見直しに伴う条例制定についてですが、御答弁いただきました。地域主権改革の流れでの条例制定について、本市は地域特有の問題の解決及びきめ細やかな住民サービスの提供、自治体の政策法務力の向上等の意義と効果を述べられました。新たな地方

分権の具体の動きにあつて、本市はこれらの意義がぶれることなく進められますよう、まず要望いたします。

また、全体の規模としては条例数は20本ということですが、これらの条例一つ一つをいろいろな角度から検討・精査し、市民の皆さんから共感していただけるよう全力で取り組んでいただけるよう要望いたします。

言うまでもなく、地域主権改革の主眼点は、市民の方々の思いを結実させ、市民サービスを向上させることであり、そういうことから、どういう形で市民の方々とかかわっていくかが今回の条例制定の大きなポイントになると考えます。この件については、御答弁にも行政サービスの客体である市民の皆様の声を第一に聴取すべきであると考えたとあり、また、市ホームページや広報さかい等、さまざまな媒体の特性を生かし、わかりやすい情報提供を図ると述べられました。ところが、8月の広報さかいに、これらの条例案についてのパブリックコメントの募集記事が載せられておりましたが、地域主権改革の流れの中での条例制定であるとは一切記載されておられません。これらの条例制定の背景や意義が示されておらず、市民への周知は十分とは言えません。より丁寧に市民目線に立って広報すべきだと考えますが、今後の広報体制についての本市の考え方をお答えください。

第3次一括法に向けての抱負として、地域主権改革の実現に向け、地域の实情に合った最適な行政サービスの提供に努めてまいりたいと述べられましたが、議会もともに地域主権改革の実現に全力を挙げなければなりません。義務づけ、枠づけの見直しに伴う条例制定については、本市の自治力をより高め、本市をよりグレードアップさせる最高の機会ととらえ、市民の皆さんと一緒に地域主権改革が推し進められるよう要望して2回目の質問を終わります。

◎市長公室長（中條良一君） 義務づけ、枠づけの見直しに伴う条例改正あるいは条例制定につきましては、特にその背景や意義について丁寧に市民の皆様に情報提供することで、より広範に関心を持っていただくことができると考えております。議員御指摘のとおり、今後関係部局とも連携し、条例制定の背景や意義、また市民生活にどのような影響や効果があるのかなど、市民目線に立った、よりきめ細やかな広報に努めてまいります。以上です。

◆21番（芝田一君） 議長。

○議長（吉川敏文君） 21番芝田一議員。

◆21番（芝田一君） 市民とのかかわりと世論喚起の広報体制について2回目の御答弁をいただきました。条例制定の背景や意義、また市民生活にどのような効果、影響があるのかなど、市民目線に立ったきめ細やかな情報提供に努めるとの御答弁をいただきました。

この地域主権改革に伴う条例制定の意義は、地域のことは地域で決めるということでありますから、市民の皆様に詳しく情報提供することが大前提であります。そこから、義務づけ、枠づけの見直しの議論が始まると考えます。議会には条例制定に至る前に情報提供していただくのは当然のこととし、市民の皆さんに対しても十分なわかりやすい広報体制をとっていただいで、どこまでも市民参加という1点を忘れることなく、地域主権改革に邁進されますよう要望して、義務づけ、枠づけの見直しに伴う条例改正についての質問を終わります。

次に、環境モデル都市行動計画の御答弁をいただいたわけではありますが、産業振興局や建築都市局とも連携して取り組んでおられ、環境局としてもライフスタイルの転換に向け、この夏の節電対策を検証し、合理的にエネルギーを利用するライフスタイルに転換を促していくとされています。私もそうした温暖化対策をとにかく実行していくことが大事であると思えます。その上で、環境施策の観点をトータルに活用しながら、堺のまちづくりをどうしていくのかという、もう一步踏み込んだ具体的な施策が要るのではないかと、その内容を新しい実行計画に盛り込んでいただきたいと思えます。

平成24年度の予算総括質疑でも申し上げましたが、環境施策を切り口としたまちづくりを

見える形でどう具体化していくのか、施策の個別の最適化だけではなくて、全体としての最適化をしていただくことを要望いたしまして、環境モデル都市行動計画についての質問を終わります。

公共交通についてであります、御答弁をいただきました。本年度から2つの会議体が設置され、1つは本市の公共交通については、東西軸を含めた都心の交通のあり方は都心の交通検討会議で2カ年をかけて結論を、バスなどの地域における公共交通施策については地域公共交通会議で本年度中には結論を出すとのことでもあります。確認であります、東西交通軸は3ルートで路面公共交通とのことですが、将来の都心のまちづくりを見据えた輸送能力をどのように設定されているのかお聞かせください。また、付帯決議の阪堺線の結節という点はどう考えるのかもお聞かせください。あわせて、東西軸については2カ年をかけて結論を行うとのことですが、途中での政治的判断で変更はないのか、市長から見解をお聞かせください。

◎建築都市局長（島田憲明君） 東西交通軸の検討に関しまして、将来の輸送能力をどのように設定するのかという御質問にお答えします。

最新のパーソントリップ調査に基づく需要予測を行うとともに、都心交通検討会議でいただきました御意見も踏まえ、都心のまちづくりに係る動向や方向性などを十分勘案しながら、想定すべき輸送能力の設定を検討してまいります。

また、付帯決議にあります東西交通軸を形成する上で重要な要素となります阪堺線との結節につきましても十分に勘案しながら、都心交通検討会議における検討を進めてまいります。以上でございます。

◎市長（竹山修身君） 南北にすぐれた鉄道網を生かし、利便性の高い公共交通ネットワークを形成するという観点から、東西交通軸につきましても、本市における将来のまちづくりにとりまして大変重要であるというふうに思っております。都心交通検討会議におけます専門家の方々の御議論を十分踏まえるとともに、議会や市民の皆様方との御意見を伺った上で、本市にとりまして最もよき選択ができるように、私みずから判断してまいりたいと考えております。

◆21番（芝田一君） 議長。

○議長（吉川敏文君） 21番芝田一議員。

◆21番（芝田一君） 想定すべき輸送能力はこれから検討していくとのことですが、この設定により輸送手段が変わります。将来、都心への誘客、交流人口をどのように設定するかが大きな判断基準になると思います。調査による需要予測やまちづくりの動向も大切であります、最終政治的決断で決するものだと思います。阪堺線との結節については付帯決議の大切な要件ですので、必ず遵守していただくよう要望しておきます。

次に、高齢者社会参加促進事業、おでかけ応援バスについてですが、私どもはまずは検証して、その効果を判断した上で、今後の実施方針に反映すべきであると主張してきました。このたび、効果検証をまとめられたとのことですが、どのような結果になったのかお示し願えますか、よろしく願います。

◎健康福祉局長（早川泰史君） 高齢者社会参加促進事業、おでかけ応援バス事業の効果検証の結果についてお答えをいたします。

本年2月から3月にかけて、65歳以上の高齢者を対象として、5,800件の郵送によるアンケート調査を行い、おでかけ応援バスの利用実態や利用者ニーズなどを把握・分析をいたしました。検証結果では、おでかけ応援バス事業によって買い物や友人たちとの交流等を中心に高齢者の外出の機会がふえており、生きがいや体力、健康増進に一定の効果があつたことが明らかになっております。また、自動車やバイクなどからバスへの交通手段の転換が図られていることも結果に出ております。この結果から、本事業は高齢者の方々が社会参加することにより、充実した生活を楽しんでいただくという事業本来の目的を達成していることに加え、

公共交通の利用促進にもつながっていることから、大変有意義なものであると考えております。この結果を踏まえ、先ほど建築都市局長の御答弁にもありましたように、現在、地域公共交通会議でおでかけ応援バスの改変について検討をしております。以上でございます。

◆21番（芝田一君） 議長。

○議長（吉川敏文君） 21番芝田一議員。

◆21番（芝田一君） おでかけ応援バスについては、高齢者の社会参加の増進や公共交通の利用促進にもつながり、大変有意義であるとの調査結果が出たとのことであります。今後は、本事業については地域公共交通会議において検討するとのことですが、初めにこの会議の取り組み状況についてお示しください。また、地域公共交通会議の方針は、今年度中にはまとめられるとのことですが、おでかけ応援バスやコミュニティバスの改変時期も市長からお聞かせください。

◎建築都市局長（島田憲明君） 地域公共交通会議におきまして、現在、人口減少社会への移行、少子高齢化の進展により、公共交通の利用者が減少していることや、それに伴う利用環境の悪化が進んでいる中、高齢者を初めとする交通困難者は大幅に増加しております。これらの課題を踏まえまして、日常生活を支える身近な公共交通である路線バスの維持、活性化や利用意識向上に向けた取り組み、鉄道や路線バスの利用圏ではない公共交通空白地域においては、これらの交通を補完する効率的な交通手段の確保が求められているところでございます。

具体的な施策としまして、路線バスの利用促進、今後も増加する高齢者の利用促進を図るためのおでかけ応援バスの改変、公共交通空白地域の改善を図るためのコミュニティバスの見直しについて検討をしていきます。おでかけ応援バスについては、検証結果を踏まえて、地域公共交通会議におきまして、利用・活用可能日の拡大などニーズに合った、より利用しやすい制度への改変をめざすという考え方が示されております。以上でございます。

◎市長（竹山修身君） 人口減少、少子高齢化への対応や公共交通の維持・活性化などの交通を取り巻く現状・課題を踏まえまして、人と環境に優しい交通体系の構築をめざしていくべきであるというふうに考えております。そのために、地域内公共交通の充実や公共交通の利便性の向上、利用促進などの施策を総合的に展開していく必要がございます。現在、検討を進めておりますコミュニティバスの見直しやおでかけ応援バスのあり方についても、一体的に取り組むことが必要であると考えております。おでかけ応援バスの充実は、これまでの目的でございます高齢者の社会参加に加えまして、公共交通の利用促進、維持・活性化を図るために重要であります。高齢化社会を迎えまして、取り組むべき重要な課題と認識しております。その実施に向けましては、利用者のニーズとともに、事業費や費用対効果につきまして十分精査を行い、コミュニティバスの見直しと合わせまして、事業実施に向けまして鋭意進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆21番（芝田一君） 議長。

○議長（吉川敏文君） 21番芝田一議員。

◆21番（芝田一君） おでかけ応援バスについては、コミュニティバスの見直しと合わせて鋭意進めていくとの御答弁でありました。今年度中に方針が出るのですから、早い時期の改変実施の判断をお願いいたします。また、実施に際しては、地域の特性を生かしたデマンドバス等の手法もしっかり議論をしていただきたいと思います。同時に、地域の特性は年々変化しております。常に検証し、対応できるような体制も築いていただきたいと思います。

都心交通検討会議で、ある委員の先生はこのように言われております。交通体系をどういうものにすべきかは、どういうまちにしたいかという話が前提にないと答えが変わってくる。堺市をこういう都市にしたいという都市マスタープランや将来構想がありますが、一般的である。活力あふれる都市空間をつくる、居住魅力あふれる都市空間をつくる、環境と共生する、安全・

安心、これは堺市に限らず北海道から沖縄まで全部そうなる発言されています。市長、まずはどういうまちにしたいのかをはっきりさせた上で、公共交通の議論を展開されるのが原点だと思います。中心軸がぶれれば、堺のまちがだめになります。しっかり将来を見据えたまちづくりをお願いしたいと思います。加えて、市長がよくおっしゃる議会と議論をする前提として、審議過程がわかる資料を示していただくよう要望いたします、公共交通についての質問を終わります。

次に、局地的集中豪雨被害対策についての項目であります、河川においては、お答えにありましたとおり、土地利用状況や地形等の地域特性を考慮した洪水氾濫シミュレーションにより、想定区域における被害実態の把握により、効果的な対策を検討することでありました。また、道路においては、特にアンダーパス区間で排水対策が重要であり、大型のポンプを配置し対応されていることと思っております、万が一、浸水した場合に、通行車両等が巻き込まれないための体制強化を望みます。

上下水道局より安全と安心を守る課題と対策についてお答えいただきました。浸水被害対策としてあらゆるハード整備に加え、情報提供等に努めていただき、流出抑制対策を講じていただきたいと思います。一般住宅や事業所等に雨水貯留タンクを設置した方に、設置・購入に要した費用の一部を助成する助成金交付制度がありますが、まだまだ市民周知がなされていないと思います。設置が多くなれば、浸水被害の緩和につながりますので、周知の徹底をお願いいたします。

次に、危機管理体制並びに市民への周知について、危機管理監より御答弁いただきました。日ごろからの意識啓発とともに、情報の収集、分析と市民への情報伝達、さらに防災行政無線や広報車などを通じての広報活動に取り組んでいただいているとのことでありました。今後も市民の安心・安全に向けた被害の未然防止・軽減等に取り組んでいただくことを要望し、局地的集中豪雨被害対策についての質問は終わります。

次に、いじめ対策についてであります、10月の大津市の事件を受け、本市教育委員会は、まずいじめ問題の取り組みの徹底を全学校園長に通知、そして、いじめアンケートを年2回以上行うよう指示、また、担当者を対象に研修会を開催し、さらに児童・生徒保護者向けに相談窓口を示した文書を配布したとの御答弁でありました。ただ、教育委員会の意図が現場の先生方にどこまで伝わっているのか、多少疑問に思います。例えば、学校によっては通知文のコピーが、先生方の机の上に配布されただけということも聞いております。他都市のこととはいえ、生徒が命を落とすという重大な事件が起こったわけでありましたから、まずは本市のいじめの実態を把握することが一番だと考えますが、教育委員会としてのお考えをお示してください。

次に、いじめを未然に防ぐための事業についてお答えいただきました。教育委員会は以前よりさまざまな事業を実施しておられます。特に最近の子どもたちの間では、インターネットや携帯電話によるいじめも増加しており、そのような中で、他市に先駆け、ネットいじめ防止プログラム実施事業に取り組んでおられることは一定評価したいと思います。また、スクールカウンセラーにつきましても、大いに活用していただいているようであります。しかし、残念なことに小学校では94校中13校しかまだ配置されておりません。先日も未配置の小学校のお母さんが、近くの中学校のスクールカウンセラーの予約をしても、いっばいで相談できなかったと言います。教育現場において格差があってはならないと思います。小学校へのスクールカウンセラーの拡充を要望しておきます。

さて、いじめの実態把握、早期発見のために、いじめアンケートを年2回以上実施するように学校に指示したとのことでありましたが、果たして生徒たちはアンケートにどれだけ真実を語るのでしょうか。特にいじめられている生徒は本音を書くとは思えません。実際に、この8月に茨城県の中2の男子生徒が自殺をいたしました。遺書には、複数の生徒の名前が書かれていた

そうであります。しかし、ことしの4月、7月に行われたいじめに関するアンケートでは、いじめを受けたことがあるかとの問いに対し、2回ともないと回答していたといえます。大事なことは、アンケートで発見しようというよりも、生徒にとって身近な存在である先生方がアンテナを張り、いじめをキャッチすることが何よりも大事なことでないでしょうか。そのためにもいじめを発見するための、また発見したときの生徒への基本的な対処法のガイドラインが必要であり、また、学校全体としていじめの兆候を早期に発見できる体制の構築が必要であると考えますが、教育委員会のお考えをお聞かせください。

また、命の大切さ、人権教育の重要性につきましては、まず教員の人権意識の向上を図るための研修会を充実させるとの御答弁がございました。研修を受け、人権感覚を磨いた先生方の指導を期待するとともに、いじめはいじめた側が100%悪い、だから傍観者ではいけないということを、毅然とまたあらゆる教育の場でこのことを徹底していただきたいと要望しておきます。

◎教育次長（木谷博君） いじめの実態把握についてお答えいたします。

各学期末に児童・生徒の問題行動等、生徒指導上の諸問題に関する調査を実施し、いじめの件数や状況の把握に努めております。また、学校からのいじめ報告書をもとに、いじめの実態、学校の対応等を把握し、いじめの解決に向けて学校に対して指導・助言を行っております。

次に、ガイドラインの作成についてお答えいたします。

いじめの未然防止、早期発見、早期解決について、各学校園において適切な対応が行われるよう、いじめの解決に向けての緊急対応マニュアルを示すとともに、平成23年3月に作成した秩序と活気のある学校づくりガイドラインにおいて、いじめに対する具体的な対応、方策について示しております。

次に、いじめの兆候を早期に発見できる体制の構築についてお答えします。

いじめの早期発見については、全教職員が児童・生徒の小さなサインを見逃さないように、日ごろからきめ細かく子どもの状況を把握することが重要です。そのため、学校ではいじめアンケートの年2回以上の実施や教育相談等を通して、多面的に児童・生徒の状況を把握するように努めています。また、担任だけではいじめの兆候を早期に発見することが困難な場合も考えられることから、校長のリーダーシップのもと、複数の教職員で情報を交換し、共通認識を図るため、いじめ、不登校対策委員会等を開催することや、スクールカウンセラーとの連携など早期発見に向けた体制を構築しています。いじめの早期発見にとって、学校以外の相談窓口も重要であり、子どもたちが相談機関に相談しやすいよう、連絡先を記した携帯型の（仮称）いじめ相談先カードを作成し、9月中に全ての児童・生徒に配布する予定です。このような取り組みを通して、いじめを早期に発見することができる体制の充実に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

◆21番（芝田一君） 議長。

○議長（吉川敏文君） 21番芝田一議員。

◆21番（芝田一君） いじめの実態把握につきましては、各学期末に児童・生徒の問題行動等、生徒指導上の諸問題に関する調査をしているということではありますが、私が申し上げたいのは、大津市の事件は決して対岸の火事ではないということでもあります。今回のように、命にかかわるような緊急事態が起こったときには、臨機応変に素早く対応することが危機管理なのではないかということをお聞きしたいと思います。

また、最近、小学校でいじめの問題があったにもかかわらず、きちんとその対応をしなかったために、保護者が学校と教育委員会に不信を抱くということがありました。だから、いじめ報告書を提出することも必要なことではありますが、それよりも各学校には担当指導主事がいることですから、常に連携を密にとり、すぐさま問題に取り組んでいただきたいと思うのであ

ります。

次に、いじめの早期発見、また発見後の対応についてのガイドラインを、昨年3月に作成し、また、体制につきましても、校長のもと、既に各学校に構築しているとのことであります。ともかくいじめは発見したときの初動対応を間違うと取り返しのつかないことになってしまいます。

そこでお聞きいたしますが、全ての先生がいじめの小さなサインを見逃さず、早期発見できるような手だてはないものかと思うわけであります。教育委員会の考えをお示してください。以上でこの項目の3回目の質問とさせていただきます。

◎教育次長（木谷博君） 教員がいじめに関する子どもの小さなサインを見逃さず、早期発見できる手だてについてお答えします。

各学校では、いじめを早期に発見できる体制を構築しておりますが、体制が効果的に機能するためには、教員それぞれがいじめに対する実態把握について常に意識し、発見に努めることが重要であります。そのため、教員の意識の向上を図り、子どもの示す小さなサインを的確に把握できるよう、子どもの示す小さなサインの具体例などを示したチェックリストや、適切なあり方などをまとめた（仮称）いじめチェックシートを新たに作成し、全教職員に配布してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆21番（芝田一君） 議長。

○議長（吉川敏文君） 21番芝田一議員。

◆21番（芝田一君） 御答弁ありがとうございます。現場の先生がいじめを見逃すことなく、一刻も早く発見できるようにと、教員向けのいじめチェックシートを作成し、全教職員に配布していただくということであります。この教育委員会の積極的な取り組みを評価したいと思います。将来ある子どもたちが心を痛め、悩み、苦しむこのいじめに対しては、断じて許さないという強い意志でもって事に当たらなければならないと思います。それが全ての大前提であると思います。特に現場の先生方は、いじめられていい子なんて一人もいない、そして、被害生徒の心に寄り添っていただきたいと思います。先生が私のことをわかってくれている、理解してくれているというだけで勇気が湧き、頑張れるものではないでしょうか。そのことを常に心に期しながら、大きな心で大切な子どもたちと接していただきたいと思います。

ここで、さらに教育委員会に要望を申し上げます。以前からも申し上げておりましたが、先生方の事務作業の負担をできるだけ軽くしていただきたい。そのことによって、少しでも生徒とかかわる時間をふやすことができます。また、いじめはこの学校にも起こり得るものがありますから、いじめが起こったことで悪い評価をしないでもらいたい。また、いじめを発見し、解決に頑張っていることを評価できる教育委員会であっていただきたいと要望しておきます。

最後に、残念なことに、今、大津市のように教育委員会の信頼が失われつつあります。また、教育委員会のあり方も問われております。社会の要請、また市民の皆様の思いを真摯に受けとめる教育委員会であってほしいと願うものであります。そこで、木村教育長に今の思い、今後の決意をお聞かせいただいて、この質問を終わりたいと思います。

◎教育長（木村正明君） いじめは重大な人権侵害であり、決して許せるものではなく、その未然防止や早期発見には、あらゆる教育活動の中で子ども自身が人権尊重と命の大切さを学ぶことにより、いじめを含む人権侵害を見抜き、それを許さない態度を培い、いじめを許さない集団づくりを推進することが重要でございます。また、全ての教員が小さなサインを見逃すことのないよう、常に子どもたち一人一人にきめ細かくかわり、状況を把握するとともに、学校だけでは解決が困難な課題については、子ども相談所や警察などの関係機関との連携を深めた体制づくりが必要であると考えております。学校園に対しては、担任が1人で抱え込むことなく、学校全体の問題としてとらえ、絶対に子どもたちを守るとの強い意識のもと、全ての教員

が一体となってチーム力を生かして徹底して取り組むよう指示をいたしております。

また、本市のいじめの状況や取り組みについては、教育委員が自分自身にかかわることとして捉え、さまざまな角度から議論し、教育委員会として発信をしているところでございます。今後も議員お示しの点も踏まえ、学校園が校内体制を充実させ、適切な対応ができるよう、指導、支援を行うとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて最善を尽くし、全力で取り組んでまいります。以上でございます。

◆21番（芝田一君） 議長。

○議長（吉川敏文君） 21番芝田一議員。

◆21番（芝田一君） ありがとうございます。教育長の力強い御決意をお聞きいたしました。今後の教育行政に大いに期待しております。ぜひともいじめ対策に全力を挙げていただきたいことを強く強く要望して、この質問を終わります。

最後の項目であります、平成23年度決算についてであります。

市長、財政局長のほうから御答弁いただきました。市長のほうから成長分野の投資については、本市が将来にわたり発展し続けるためには、成長の原動力となる人やまちの魅力、産業などに対し、未来を見据えた積極的な先行投資を行うことが重要と考えていると言われました。また、市長、局長もその重点施策として、マスタープランの重点プロジェクト、堺・3つの挑戦を例に出されました。

ここで聞きいたします。それでは、堺市マスタープランに掲げた重点プロジェクト、堺・3つの挑戦に基づき、市長が特に力を入れられ予算投入してきた子育て・教育環境の充実について、平成23年度決算の子育て教育環境に関して、どれぐらいの投資で、その効果・検証についてもお答えください。また、その効果・検証を今後どのようにつなげていくのかお答えください。

◎財政局長（上坊勝則君） 子育て支援策への投資、その効果につきまして御答弁申し上げます。

平成23年度における子育て支援策にかかった主な経費といたしましては、子ども医療費助成事業に約25億9,000万円、民間保育所等と連携した待機児童の解消として約13億9,000万円、放課後児童対策事業に約13億1,000万円などがあり、子育て支援の充実に取り組んでまいりました。この取り組みにより、子育て世代にとって魅力の高いまちづくりを推進することができ、定住促進、勤労世帯の増加などが期待できるところでございます。

財政的な効果としては、税収の増加が期待できるものではございますが、単年度や事業単体での効果測定は難しく、中長期的に効果を検証していく必要がございます。また、こうした施策の効果については、財政的な面だけではなく、例えば都市活力の向上、にぎわいの創出による効果など多面的にとらえていく必要がございます。今後とも中長期的かつ多面的な側面から施策の効果を検証するとともに、子育て支援の充実を初めとした人口誘導、税源涵養に資する施策を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆21番（芝田一君） 議長。

○議長（吉川敏文君） 21番芝田一議員。

◆21番（芝田一君） まず、決算概要についてですが、今回の決算で示された内容の数値は、確かにいいと思います。御努力も評価させていただきます。しかし、あくまでも数字であるということをお認識していただきたいと思っております。中身が大事であることは、市長、当局も認識されていると思っております。例えば決算の数字が悪くても評価でき得る決算、また次年度以降に決算支出の施策事業等の効果検証が確実につながっていくことを要望しておきます。

成長分野の投資、バランスについてであります、答弁では具体的子育て支援施策の金額を先ほど列挙されました。確かに市長の子育て、教育環境に予算を投入されているのは、よくわ

かります。また、財政効果として、単年度や事業単体での効果測定が難しい、多面的に捉えていくことが大事との財政局長の答弁でありましたが、しっかり効果検証をお願いしたいと思います。そうでないと、次の投資の選択と集中にずれが生じます。そのためにも早期に効果検証をお願いしたいと思います。

また、成長分野の投資ももちろん大事ですが、まちづくり、堺の将来に向けた課題についても、先送りすることなく進めていただくようお願いをしておきます。そのことも申し添えておきます。また、他市と比較して、決算内容がよいのはなぜかの質問に対しては、これまでの行財政改革と企業誘致施策がきいているとのことであります。異論はありませんが、詳細は後で議論をさせていただきます。

次に、この4月に地方独立行政法人に移行した堺病院について質問をさせていただきます。本市は平成27年度決算病院事業会計において、140億円の市債、いわゆる第三セクター等の改革推進債を発行されましたが、この第三セクター債はどのような地方債なのかお示ください。次に、この三セク債の140億円はどういう積算に基づいているのか、また、果たしてそれが妥当な金額なのかお示ください。また、独立行政法人化した堺病院は、今後、堺市財政にどのような影響を与えるのか、今後の収支見込みをお聞かせください。以上で質問を終わります。

◎健康福祉局長（早川泰史君） それでは、第三セクター等改革推進債についてお答えをいたします。

これは、平成21年に地方財政法の改正により、平成21年度から平成25年度までの期限を定めて、第三セクター等の抜本的な改革や公営企業を廃止するために必要な経費に充てるため新設された地方債でございます。本市では、市立堺病院につきまして、公営企業による運営を廃止し、新たに地方独立行政法人を設立し運営を移行させるために、第三セクター等改革推進債の活用を行ったものであります。

次に、第三セクター等改革推進債の発行額の積算でございますが、市立堺病院では、地方独立行政法人化の際に義務づけられております資産の再評価による土地、建物の資産の減少で130億円、退職給付引当金等の新たな負債の計上とその他の要因で10億円、合計140億円が法人設立時の貸借対照表で、負債総額が資産総額を上回る債務超過になる見込みになっておりました。総務省におきましては、設立時の開始貸借対照表で債務超過の状態である地方独立行政法人の設立の認可を行わないため、本市が債務超過の状態を解消するために必要な140億円の起債を行ったものであります。

次に、今後の見込みでございますが、市立堺病院は、4月の地方独立行政法人化以降、職員の一層の意識改革に努め、自立した運営をめざし、効果的・効率的な病院運営・経営に取り組んでおります。迅速な意思の決定や、弾力的な予算執行など、地方独立行政法人化に伴うメリットを十分に活用しつつ、救急搬送患者の積極的な受け入れなど、入院患者の確保に努め、入院収益等の収入増を図るとともに、より一層経費の削減など経常収支が黒字になるよう取り組んでいくと聞いております。

また、本市は市立堺病院に対して、総務省の基準に基づく救急医療に係る経費等の運営費負担金を今後とも支出していくこととなります。今回の中期計画の資金計画では、平成24年度から平成26年度までの3カ年の運営費負担金の合計は50億9,100万円となっております。以上でございます。

◆21番（芝田一君） 議長。

○議長（吉川敏文君） 21番芝田一議員。

◆21番（芝田一君） 先ほどの私の質問で、病院事業会計の決算年度を27年度と言ったみたい、平成23年度ということで、訂正をさせていただきます。

第三セクター等の改革推進債の地方債140億円の中身の件は理解いたしました。しかし、総務省の基準に基づく救急医療に係る経費等に運営負担金を堺市は今後支出していくとのことですが、その金額が平成24年度から3年間で50億9,100万円に上るとのことです。そこでお聞きいたしますが、新病院において三次救急医療を始めた場合、運営負担金は増加するのをお聞きいたします。次に、経営悪化の状況により、市の負担は増加しないのをお聞きいたします。最後に、先に地方独立行政法人化した先行市の病院の経営状況についてもお示しく下さい。

◎健康福祉局長（早川泰史君） 三次救急医療は、まさに政策医療でありまして、それにより発生する収支不足額は総務省の基準に基づく運営費負担金の対象となっております。したがって、新病院で三次救急医療を始めた場合、運営費負担金は増加するものと見込んでおり、必要な負担増であると考えております。

現在の収支計画では、経常収支の黒字が見込まれており、新病院への移転後も総務省の基準に基づく運営費負担金の負担で、安定的な経営が可能と聞いております。したがって、市立堺病院の経営悪化により、市の負担増につながるということは、現在のところ想定をしております。

次に、他の先行地方独立行政法人による経営状況について御説明をいたします。

平成18年度に移行いたしました大阪府立病院機構、また21年度に移行いたしました神戸市民病院機構、22年度に移行いたしました福岡市立病院機構など、地方独立行政法人化によって経常収支や総収支が軒並み好転をし、大きく改善をいたしております。また、平成22年度の全国の病院事業の独立行政法人における決算状況では、91%の地方独立行政法人が経常収支及び総収支において黒字になっております。以上でございます。

◆21番（芝田一君） 議長。

○議長（吉川敏文君） 21番芝田一議員。

◆21番（芝田一君） 病院の点について要望させていただきますが、堺病院が担う地域医療、救急医療等に市民は大きな期待を持っておられます。また、その役割ももちろん重要と考えます。御答弁のとおり、今後も堺市は運営負担金を支出していくとのことです。三次救急医療がスタートしても、総務省の基準内で負担していくとのことであります。答弁にありました本市より先に地方独立行政法人になった病院も経営安定とのことであります。今後はスムーズに病院開設が進み、地方独立行政法人化のメリットを生かし、自立した経営・運営を行い、経営悪化により市民にその負担増がなされないことを要望しておきます。

次に、臨海部の企業誘致効果について質問させていただきます。3点に絞って質問いたします。

シャープ株式会社の業績不振で経営改革が迫られる中、臨海部のシャープの液晶パネル工場、太陽電池薄膜工場の動向について、本市に与える影響についてお聞かせください。次に、今決算の歳入に占めるこれまでの臨海部の投資効果について、最後に企業誘致施策の今後の動向についてお示しをお願いいたします。

◎産業振興局長（米澤博隆君） シャープ株式会社の経営状況が及ぼす本市への影響についてでございますが、シャープ株式会社では、経営の改善に向けたさまざまな取り組みを検討されており、本市に立地いたします液晶パネル工場を運営する堺ディスプレイプロダクト株式会社に関しましては、鴻海精密工業の出資により稼働率も昨年度末時点で3割程度であったものが、現時点で約8割まで回復しており、今後、順次、さらに向上する予定と伺っております。

続いて、雇用についてでございますが、液晶工場で働くシャープ株式会社の約1,300人についても、堺ディスプレイプロダクト株式会社の従業員として勤務しており、今後とも工場全体としての従業員数は維持されると伺っております。なお、その件につきましては、8月3

0日に市長が鴻海精密工業会長とお会いされました際に、重ねて要望したところでございます。また、太陽電池工場については、葛城工場の一部が整理され、堺工場に集約されることで機能価値が一層拡充されると聞いております。今後も本市において、引き続きグリーンフロント堺の事業が継続され、地域経済の活性化に貢献いただけるよう期待をいたしております。

続きまして、将来どのような施策が税収の増加に結びつくかについてでございます。企業立地の促進は、税収の増加に大きく寄与するものと考えております。そのため本市では、今年度、企業立地促進条例の内陸部への適用を拡大するとともに、新たにマザー工場化支援を展開するなどにより、企業投資を促進し、また都心地域で可能な限り幅広い業種の本社機能の誘致を進めているところでございます。さらに、関西国際空港の機能強化、阪神高速大和川線の建設に伴い、本市の交通利便性が注目され、大規模な物流関連の投資が臨海部を中心に進んでおり、雇用に加え、償却資産に伴う税収も見込まれることから、本市の経済活性化に寄与するものと思われま。また、このような積極的な企業投資に対応するためにも、堺市産業振興アクションプランにあるように、工業用地の維持・確保などに今後も意を用いてまいります。以上でございます。

◎財政局長（上坊勝則君） 御答弁申し上げます。先ほどお尋ねの平成23年度決算における市税の臨海部の税収効果については、グリーンフロント堺を中心とした企業立地促進条例による固定資産税や事業所税などの税収効果が約22億円となっており、本市財政への寄与が非常に大きいものとなっております。以上でございます。

◆21番（芝田一君） 議長。

○議長（吉川敏文君） 21番芝田一議員。

◆21番（芝田一君） 臨海部のシャープ工場等の件は、御答弁いただきまして、理解し、安心いたしました。

ここで、先ほど答弁の中にもありましたように、8月30日に台湾の鴻海精密工業会長と市長が会談されたということでもあります。新聞等でも強く雇用の維持等を要望されたということではありますが、直接この場で市長より御報告をお願いしたいと思っております。

◎市長（竹山修身君） 先日、先週の木曜日、鴻海のテリー・ゴウ会長が私どものところに来ていただきましてお会いいたしました。その中で私が申し上げましたのは、堺は古くから皆さん方と交易をして、そして、ものづくり技術を移入したところであると。そして、皆さん方を受け入れられることが堺として今後新たな発展につながるというふうに思っていると、ぜひとも堺の地域経済の活性化のために御尽力願いたいというふうに申し上げたところでございます。そして、会長は、そういう意味からしたら、堺から新しい産業を興していきたい、まさに堺という漢字は中国語で言うならばマイルストーンの意味があるというふうに申されました。マイルストーンはまさにそれぞれの道筋を示していく一里塚でございます。そしてまた、発展を示すための一里塚でございます。そういう意味で、堺から世界に私どもは発展していきたいんだ、そして、それについては従業員の皆さん方と一緒に発展していくと、そういう心づもりで、従業員を大事にしたいということを直接言われました。そしてまた、新しい産業を興すとともに、いろいろな産業観光の人々も誘致して、堺の観光にも役立ちたいというふうにもおっしゃっていただきました。

私は初めて聞いたんですけど、テリー・ゴウ会長は、今まで堺に何回も来ているということではございました。そして、堺のことはよく知っていると、堺が古くからのまちであって、そして発展してきたまちであると、今後も新たな発展ができるというふうに思っているというふうに言っていただきました。そういう意味で、私は皆さん方とともに新しい産業を堺から発信するために、私どもも協力させていただきますよということをお願いしたところでございます。以上でございます。

◆ 21番（芝田一君） 議長。

○議長（吉川敏文君） 21番芝田一議員。

◆ 21番（芝田一君） 市長、ありがとうございます。やはり、人と会って、そしてまた、市民の代表としてリーダーシップを発揮されたというふうにして、私も強く感動したわけであり、雇用を守り、そしてまた堺をアピールしていただくよう、今後もトップセールスを続けていきたいというふうに思います。

この臨海部の企業誘致の内容について要望させていただきます。市税の臨海部の税収効果の件ですが、その効果は22億円で、本市の財政への寄与が非常に大きく、まさに投資の効果があります。また、この投資の効果の22億円は、単なる金額面ではなく、雇用とも連動し、本市にもたらされる経済波及効果は大きいものと言えます。

次に、今後の企業誘致施策についてですが、答弁では、今後内陸部への企業立地促進条例などの施策で、企業投資への拡大、マザー工場化支援の企業投資を促進するとのこと。また、臨海部はお示しのようなインフラ整備が進み、幾つかの大規模な物流関連の投資が進み、今後の経済活性化に寄与するであろうとのこと。また、工業用地の維持確保にも努めるとのこと。まさに堺の臨海部のインフラ、立地条件のポテンシャルは大変高いものと思います。今後のさらなる支援をお願いいたします。また、ビジネス用地確保や既存建物の整備支援にも力を入れ、企業呼び込みに尽力していただきますよう要望いたします。

次に、阪堺線支援についての観点からお伺いいたします。

今決算には、土木費、都市計画費の路面電車活性化事業において3億1,607万2,880円が支出計上されております。御存じのように、これは阪堺線支援に支出されたわけであり、そこで、質問をいたします。決算に見る阪堺線支援の支出内容について、また、当初の計画どおり執行されたのかお聞かせください。そして、平成22年9月に市議会が提出した阪堺線支援に関する5つの要望決議の進捗状況についてお示しください。

◎建築都市局長（島田憲明君） 阪堺線支援についてお答えいたします。

まず、決算の内訳についてでございますが、支援策効果検証等委託料294万円、低床式車両の設計費など堺市路面電車施設高度化補助金1,002万円、運賃均一化などへの補助金等、堺市路面電車利用促進補助金7,996万8,000円、国と協調して行う老朽化対策など堺市鉄道軌道安全輸送設備等整備補助金9,083万7,000円、保守・保安の経費等への補助金等、堺市路面電車再生対策補助金1億3,218万2,000円、その他会議開催に伴う学識経験者などへの謝礼など12万6,000円の合計3億1,607万3,000円となっております。

済みません、合計3億1,607万3,000円となっております。失礼しました。

次に、予算の執行状況につきましては、沿道の騒音問題で工事期間が延び、平成24年度に繰り越した軌道改修工事予算約7,800万円も含めまして、全て執行済みとなっております。

あと、阪堺線支援の5項目の要望につきましては、それぞれ現在、鋭意取り組んでおるところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

◆ 21番（芝田一君） 議長。

○議長（吉川敏文君） 21番芝田一議員。

◆ 21番（芝田一君） 答弁していただかないと困りますので、よろしくお願いいたします。

◎建築都市局長（島田憲明君） 失礼しました。答弁いたします。

要望決議に係る進捗状況についてお答えいたします。阪堺線の自立支援につきましては、需要予測から現在実施しております運賃施策などに加えて、低床式車両の導入など施設の高度化や観光来街者の増加などにより、利用者はおおむね倍増となる見込みとの結果を得ておりまして、この辺は進んでおると考えております。

次に、東西交通軸との結節につきましては、先ほども答弁いたしましたけども、都心交通検討会議におきまして、専門家方々による検討を鋭意進めているところでありまして、その中でやっていきたいと考えております。

次に、検証及び費用対効果につきましては、堺市阪堺線活性化推進懇話会におきまして、継続的に支援策の検証及び見直しなどの検討を進めているところであります。これにつきましては、7月に懇話会（9字訂正）を行いまして、阪堺線の決算の状況とか、阪堺線の乗客数の伸びなどの報告もしております。

次に、まちの魅力向上及びにぎわいと交流のまちづくりにつきましては、文化観光拠点の整備など関連部署との連携を進めております。

次に、事業者の経営方針確立につきましては、平成32年度に軌道事業の収支均衡をめざすとした路面電車再生に向けた中長期経営ビジョンを事業者で作成しております。現在の本市の支援策等により、平成23年度の阪堺線利用者数が支援前に比べ約7%の増加、また堺市内区間利用者も支援前に比べまして、1日当たり約800人の増加となるなど、利用者増加及び経営改善が進んでいるところであり、今後も低床式車両の導入や新設停留所の増設などによりまして、さらなる利用者増加を図り、自立再生につながるような取り組みを進めているところでございます。以上でございます。

◆21番（芝田一君） 議長。

○議長（吉川敏文君） 21番芝田一議員。

◆21番（芝田一君） 支出内容と予算の執行の説明をお聞きしました。また、阪堺線支援に関する5つの要望決議についての進捗については、納得しがたい回答であります。特に東西交通軸に関しては、堺市都心交通検討会議の議論に委ねているとのこと。遅々と進まない状況は、本日の公共交通の項目において、本市総合都市交通計画の議論でも明らかであります。

最後に、この平成23年度の決算について要望いたします。阪堺線支援についての要望をさせていただきます。

これまで我が会派は、阪堺線支援に対して、平成22年9月に本市の10年間で50億円もの財政支援策については、5条件の付帯要望決議をもって容認してきたわけでありまして。しかし、平成23年9月には、堺市鉄道軌道整備基金条例の一部を改正する条例や、堺市一般会計補正予算に関しては、市当局の説明不足等の理由で反対した経過があります。この阪堺線支援について支出された決算の中身については、後日分科会において議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。これで平成23年度決算についての質問は終わります。

以上をもちまして、私の大綱質疑を終了いたします。大変ありがとうございました。